

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	1	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。 また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。 現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。	—
R2	2	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
R2	3	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。	—
R2	4	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	—
R2	5	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブが發揮しにくい。また、過去にも軽微な計画変更により約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	—
R2	6	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。 関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。 しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。 このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。 については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。 併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	—
R2	7	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項	専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることでできる枠組みをつくることを求める。	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1校校設置法人のみであったことから、専門学校設置法人にとっては専門学校設置に躊躇せざるを得ない状況。 また、専門学校からの移行設置する場合、専門学校の募集停止などにより、学校法人の経営や地元高校生の進学先への影響も大きく、地域への影響も配慮した丁寧な対応が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	8	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることから、設置基準の緩和が必要である。	—
R2	9	05_教育・文化	その他	関西広域連合	財務省、文部科学省	A 権限移譲	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	文科省の補助事業においては、学術研究的観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中で審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	10	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条、第9条、第60条第1項	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。	—
R2	11	03_医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	体調不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。 ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。 ②本事業における看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化する。	利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため体調不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。 H27の地方からの提案等に関する対応方針により、病児保育事業については、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員の常駐を要件としないなど柔軟な対応が可能であることが明確化されたものの、体調不良児対応型については適用されていない。 また、実施要綱上、体調不良児対応型を担当する看護師等に施設及び児童全体の日常的な保健対応等の役割が課せられているが、本役割は体調不良児対応型の実施如何に関わらず必要なことであり、病児保育事業未実施施設においても保育士が行っていることから、本事業の実施要件として定めることは不要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	12	02_農業・農地	中核市	富山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域等の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかる県との協議・同意の廃止	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限り、県との協議・同意を廃止する。	市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6ヵ月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6ヵ月もの期間がかかっているのは、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることもなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。	—
R2	13	02_農業・農地	中核市	富山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号、農地法施行規則第30条第4号及び第57条の4第2項第1号	農地転用許可申請における必要な資力及び信用があることを証する書面の添付の緩和	農地転用許可申請において、農家・農家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する書面の添付を不要とする。	農地転用許可申請には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大きい。住宅資金については、金融機関からの借入れだけでなく、親や親族からの借入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	14	05_教育・文化	一般市	小郡市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配付について(平成20年7月8日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)別添1「PFI導入可能性の検討マニュアル」作成の趣旨及び留意点について	PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化	PFI手法によらないPPP-BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。	【現状】 学校給食共同調理場の改築における学校施設環境改善交付金の交付については、その交付要件として、「地方公共団体負担分を含め、国庫補助に係る事業については、全額を採択年度に支出すること」とされているが、公立学校施設をPFI手法により整備する場合は、「国庫補助の対象内経費における地方負担分にPFI事業者の資金を充当し、後年度に渡る割賦払いとする場合も、施設整備の実施年度に一括して国庫補助を受けることができる」とされている。また、地方財政措置についても、「通常の国庫補助事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がなされることになって」いる。 一方で、これらの取扱いについては、PFI手法によらないBTO方式(PPP-BTO方式)での学校給食施設整備においても、同様の国庫補助、交付税措置となるものと理解している。 【支障事例】 これまで、PFI法の制定からその普及、浸透という必要性により、PFI事業を例外的に取り扱ってきた流れがあったかと思われるが、法制定から20年経ち、初期のPFI事業が終了し、PPP/PFI手法による公共施設整備の実績も多数積み上げられてきたこと、また、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づく多様なPPP/PFIの推進を国が求めていることからすれば、PFI手法が否かを要件とすることなく、これまで全国各地で蓄積されてきた様々な官民連携手法を横展開していくことこそが、時流に沿った考え方であると思われる。 また、人口が多く、整備する施設が大規模となる大都市と違い、小規模の自治体では施設の規模も小さくなり、市場性のあるPFI事業に限られてくる現状もあり、補助金等の適用条件としてPFI手法が求められることで、官民連携手法の導入を断念することもあることから、小規模自治体へのPPP/PFIの推進を図っていくためには、補助金、財政措置等による柔軟な支援が不可欠である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	15	03_医療・福祉	一般市	須坂市、中野市、飯山市、茅野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。 保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(H30)⇒1,309人(R2) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む 【中野市】 令和元年度に待機児童が発生したが、民設民営の小規模保育事業所2施設を整備することで令和2年度は待機児童が解消された。 しかしながら、途中入所の希望も多く、保育室等の居室面積を緩和できると預かれる児童が増え待機児童の発生を抑制することができる。 【飯山市】 全体的に園児数は減少傾向であるものの、核家族化、共働き世帯の増、また平成27年度から入所年齢の引き下げ(1歳6か月→満1歳)等により3歳未満児の入所は増加している。 一方で、保育所施設については、建設年度が古いものが多く、3歳未満児の入所が少ない時代に建設されており、未満児室を中心に面積基準をクリアすることが困難になってきている。 また、出生数は減少傾向であり将来的な(継続的な)園児数の増加が不明確ななかで、多額の経費を要する増築等もなかなかできない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	16	11_その他	一般市	袖ヶ浦市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行規則第7条	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	個人番号カード所有者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。	住民基本台帳法第24条の2において個人番号カードの所持者に限定している特例転入は、住基ネットからの転出情報の取り込みにより入力箇所が大幅に省略され、時間短縮が図られている。特に3人以上の世帯など複数人の転入の際には入力時間とともに確認時間も大幅に短縮できている。 自治体においては、個人番号カードの交付率を向上させるよう取り組んでいるが、いまだ個人番号カードを所持していない住民は多く、特例転入の制度を活用できていない。そのため、ほぼ全ての転入者につき、転出証明書に記載されている情報を住民記録システムに手入力しており、多くの時間を要している。特に、転出証明書に記載された文字のうち、近似文字(「凜」と「凜」やデザイン差文字)を誤って手入力してしまうことも多く、各自治体で誤りを防ぐため苦慮している。また、転入は付帯して住民票の発行、印鑑登録、戸籍届出、健康保険証、転入学通知書の発行、児童手当などの手続きなどを行うことが多く、元となる住民基本台帳の入力に時間を要することは市民の待ち時間を増長させる根本的な要因となっている。 一方、民間企業において、転出証明書をOCRにより読み取ることにより、住民記録システムに反映させる方法が検討されているが、各自治体で用いている住民記録システムが異なり、様々な転出証明書のレイアウトが存在することから、実用には至っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	17	11_その他	一般市	袖ヶ浦市	内閣官房、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条の2	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。 また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。	他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続を行う必要があり、住民にとって負担となっている。 住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所等における待機児童対策については、可能な限り早期に待機児童の解消を目指すとともに、更なる保育の受け皿整備のため、地域の特性に応じた支援などを柱とする「新子育て安心プラン」を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)]	保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を行い、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」をとりまとめ、公表した。	-	-	厚生労働省子ども家庭局保育課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	18	08_消防・防災・安全	一般市	逗子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第2条第1項及び第6条第1項、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日付け国住指第4544号)	床面積10㎡以下の防災備蓄倉庫について建築確認を不要とする見直し	「自治体が設置及び認めた防災倉庫のうち、床面積10㎡以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。	小規模な既製物置等が備蓄倉庫として活用されている事例を踏まえ、土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要との見解が示された(「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)平成27年2月27日国住指第4544号」)。これを受けて、当市の所在都道府県においては、小規模な倉庫を「奥行き1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内」として取り扱うこととされたが、防災倉庫はその地域の防災備蓄庫として設置されるもので、床面積が2㎡以内では不十分であり、依然として建築確認等の手続きが大きな負担となっている。	—
R2	19	11_その他	中核市	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	当市管内において、離島と港をつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資することを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地縁団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地縁団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する』とされており、株式の保有については認可地縁団体がすることはできず、株式会社としての登記に地縁団体は記載できないのではないかと」の指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わない判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	20	07_産業振興	一般市	南砺市	文部科学省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条	電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化	複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。	複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議を要するなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を要するため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	21	11_その他	一般市	高岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第10条、第13条	NPO法人設立に係る手続の提出書類の見直し	(事業計画書・活動予算書) NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。(登記事項証明書) NPO法人設立後の提出書類の中に、登記事項証明書が含まれているが、登記事項証明書の写しのみの提出を可能とする。	【現状・課題】本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。しかしながら、人口減少・少子高齢化等に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。 【支障事例】地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負担感が強い。	—
R2	22	06_環境・衛生	都道府県	石川県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第11条第12項	太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。	【現状】国立公園における太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたっては、過去の事例や現地調査をもとに判断しているところだが、自然公園法施行規則第11条第12項や「国立・国立公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局)」には許可基準が定性的で明確に示されていないため、審査が困難である。環境省が策定した環境影響評価法に関する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)」を参考にすることも、記載されている環境対策例が定性的であり、自然公園法上の審査事務に応用することは難しい。 【制度改正の必要性】許可基準が明確に示されていないことから、特に、景観(自然公園法施行規則第11条第1項第3号の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」、第4号の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」、第5号の「屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと」)について、設置許可者である都道府県知事が、周辺の景観との調和に影響が認められると判断し、申請者へ施設の仕様変更等の指導を行う際に、客観的に指導の根拠を示せず窮することがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。</p>	—	<p>認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができることとする地方自治法の改正を含む第11次地方分権一括法が第204回通常国会で成立し、令和3年5月26日に公布。 市町村長の認可に係る申請において、地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするとともに申請書の様式を改正するものとする等の地方自治法施行規則の一部を改正する省令が8月31日に公布。 ※施行日はともに令和3年11月26日。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和3年5月26日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年9月1日付け総務省自治行政局長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_19	総務省自治行政局市町村課
<p>5【文部科学省(13)】【経済産業省(4)】 電源立地地域対策交付金 (i) 交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。 ・農林水産省への事前協議を廃止する。 [措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)] ・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (ii) 申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。 [措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)] (iii) 当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)] (iv) 各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。</p>	—	<p>(i) 交付事業に農林水産省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、廃止した。 国土交通省への事前協議については、令和3年度から、電子的な手段による協議資料の提出を可能とし、その旨通知した。(令和3年2月26日付け事務連絡) (ii) 申請方法については、一の申請書で複数事業の申請を一括で行うことが可能である旨通知した。 (iii) 交付金事業の軽微な変更について、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局宛てに通知した。 (iv) 各種申請書類等については、電源立地地域対策交付金交付規則を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とした。(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	<p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る農林水産省所管事業に係る協議について(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室) 【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金における国土交通省所管公共施設に係る協議について(令和3年2月26日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡事務連絡) 【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金の交付申請について(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡) 【経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る計画変更の取扱いについて(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡) 【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_20	<p>文部科学省研究開発局原子力課立地地域対策室 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【環境省】 (1) 自然公園法(昭32法161) 自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理する。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	—	<p>自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理した。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知した。</p>	<p>【環境省】国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(令和4年3月30日付け環自国発第2203301号環境省自然環境局国立公園課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_22	環境省自然環境局国立公園課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	23	09_土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。	交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	24	03_医療・福祉	指定都市	新潟市	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後発行することとされているが、地方自治体においては同区分を事実上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	25	02_農業・農地	都道府県	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号	自作農創設特別措置法に基づく農地買取に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権削除の義務化	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買取した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を削除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を削除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	26	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、所在都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
R2	27	11_その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項	利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公立と私立における施設別による差異の解消	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問すること及び不服申立前置が適用されないよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	-	<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_23</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>5【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【法務省(4)(iv)】【農林水産省(7)(iii)(iv)】 農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)] (iv)自作農創設特別措置法に基づく買取による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]</p>	-	<p>二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知した。 また、自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善すること及び占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知した。</p>	<p>【法務省】自作農創設特別措置法による買取嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡) 【農林水産省】「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_25</p>	<p>法務省民事局民事第二課 農林水産省経営局農地政策課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	28	03_医療・福祉	一般市	藤枝市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	29	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則第6条の6第2号、障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日付元文科教第237号文部科学省総合教育政策局長通知)	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合には、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改正を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。 【主な支障事例】 自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。しかしながら、自立訓練(生活訓練)の期間は、原則2年であり、障がい特性を踏まえると、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせ、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の工賃収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。以上のとおり、自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	30	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	重度障がい者等の就労中における介助の法定給付化	重度障がい者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付化されることを求める。	常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにも関わらず、現行制度上では、就労中であることをもって法定給付(重度訪問介護サービス等)の支給対象外とされている。	—
R2	31	03_医療・福祉	都道府県	大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱交付要綱7(1)イ及び11(1)イ、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱6(1)ウ、7(1)ウ及び10(1)ウ、保育所等整備交付金交付要綱12(1)イ及び16(1)イ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法施行令第17条第1項～第4項	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事に市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定がなされているが、東京都知事に係る規定と同様にすること。 なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によるとされているが、同法施行令第17条に基づく同意を外すことが可能かどうか明確にされていない。	本提案に係る国から市町村へ直接交付される補助金について、市町村から国になされる交付申請等を、道府県が取りまとめ、内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、国へ提出することが交付要綱で定められている。国からの交付申請依頼等は短期間で回答が必要な場合が多く、特に市町村が事業者へ間接補助を行っている場合、事業者→市町村→道府県→国という手続きの流れとなり、道府県を経由することで、事業者及び市町村はより短期間で対応が求められる過度な負担が生じている。また、道府県において書類の審査等のために当該補助金の運用について国に確認するも回答が得られないことも多く、当該書類の審査、市町村とのやりとり等の事務も多大なことから、道府県に過度な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(33)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	-	<p>幼保連携型認定こども園への移行や園舎の建替えなどの施設整備期間において基準を満たせない場合、認可権者が教育・保育の内容について確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことができることを通知。</p>	<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について(通知)(令和3年1月29日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(令和3年1月29日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_28</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	-	<p>個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間の更新が可能であることを令和3年3月26日付け事務連絡において、地方公共団体にに対して周知した。</p>	<p>【厚生労働省】自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取扱いについて(令和3年3月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課生活支援推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_29</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
-	-	-	-	-	-
<p>5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3第2項)及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化やFAQの整備等を行い、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡、令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室事務連絡)] また、保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務についても、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知する。</p>	<p>保育所等整備交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金についての措置を講じた。</p>	<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助手続き等に係るFAQの送付について(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡) 【厚生労働省】保育所等整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室事務連絡) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_31</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	32	03_医療・福祉	都道府県	大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)、3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。 また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大60時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。 園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。 また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	33	08_消防・防災・安全	都道府県	和歌山県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	「物資調達・輸送調整等支援システム」運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知)	物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化	物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。	当県においては、既に県総合防災情報システム(以下「県システム」という。)において市町村の避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートとの連携により、県民や報道機関等に災害情報を提供している。なお、県システムに当該情報を入力すれば、連携しているLアラートにも同時に同情報が入力される仕組みとなっている。 そうした現状の中、内閣府は、令和2年4月から避難所から国災害対策本部まで、救援物資の要請や調達、輸送に関する情報を一元的に管理できる物資調達・輸送調整等支援システム(以下「国システム」という。)の運用を開始した。 上記の現状を踏まえると、市町村においては、国システムと県システムのそれぞれに避難所開設情報の登録を行う必要があるため、災害時における市町村職員の作業負担が大きい。なお、それぞれのシステムに入力しなければならない避難所開設登録内容は、開設日時、避難者数、避難者数内訳(要配慮者、乳幼児)、ライフライン状況及び無線の有無である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html
R2	34	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性のある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。 ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入(市での全件把握は困難) ・無保険者の把握 ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。</p> <p>・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。</p> <p>・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。</p> <p>・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】子ども・子育て支援法(平24 法65) (i)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修受講の必須化については、地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和5年度から段階的に適用する。</p> <p>[措置済み(令和3年9月2日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)]</p>	<p>・保育所等を対象とした保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、各自治体に通知を行い、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化し、また積極的な活用を促した。</p> <p>・保育所等が企画・実施する当園内研修については、都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、各自治体に通知した。</p> <p>・令和3年度より、幼稚園・認定こども園教諭向けの研修の実施主体に関して、各加算認定自治体における認定状況を集約した上で、各加算認定自治体に情報提供を行うこととし、その旨を各自治体に通知した。</p> <p>・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、各自治体に通知した。</p> <p>・幼稚園・認定こども園教諭が受講した、幼稚園・認定こども園団体等が実施する研修の修了証については、団体等を認定した加算認定自治体内でのみ有効であること、及び、転勤などやむを得ない理由がある場合は、他の加算認定自治体が認定した団体等の研修の修了証を有効とする取扱いを行うことも可能であることを、併せて各自治体に通知をした。</p> <p>・令和2年度末に研修受講の状況等に関する調査を実施し、令和3年6月18日開催の子ども子育て会議(57回)において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わず、令和5年度から段階的に適用する旨の研修修了要件の取扱いに関する方針案が了承されたことを踏まえ、9月2日に当該方針を自治体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの園内研修(保育所等)に係る都道府県への申請書類の標準様式及び保育士等キャリアアップ研修の修了証の効力について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>【文部科学省】処遇改善加算Ⅱ 修受講要件FAQ(令和3年3月31日)</p> <p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」の一部改正について(令和3年9月2日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_32</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】(20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <p>・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。</p> <p>・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】(30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。</p> <p>[措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。</p> <p>その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。</p> <p>市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知)</p> <p>【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_34</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	35	11_その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2第1項	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	<p>私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。</p> <p>または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。</p> <p>現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市</p> <p>【支障事例】</p> <p>債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。</p> <p>また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	36	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金に関するQ&A(令和元年6月4日版)	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充	交付金の対象となる事業を実施するにあたり、支障となっている一般会計への負担増加を回避するため、交付金の充当先を総務費や介護予防以外の一般会計への充当、地域支援事業の市町村負担分への拡大について要件の緩和を求めるもの。	<p>保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組に活用することとされており、第1号被保険者介護保険料の代替財源たる性質を有する。このため、当該交付金の使途について、介護給付費や地域支援事業等に対する市町村負担分及び総務費に属する経費への充当は不可とされている。</p> <p>しかし、評価指標に位置付けられた取組の中には、総務費に属するものがある上、地域支援事業の拡充を図る場合でも市町村の定率負担分の増加は避けられない。このため、当該交付金を獲得しても市町村の一般会計負担は増すのみで、真に保険者努力に対する財政的インセンティブ機能が働いているとは言えない状況にある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html
R2	37	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	<p>保険者機能強化推進交付金は、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設されたものであり、令和元年度は65項目の評価指標が設けられている。</p> <p>しかしながら、本評価指標については、介護保険事業計画と連動したものであるべきところ、指標の削除や配点の変更が毎年度行われ、次年度に向けて場合によっては検討した対策案の変更が必要となるなど、効率的な事業運営の妨げとなっている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	38	03_医療・福祉	指定都市	相模原市、高松市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成12年2月10日厚生省告示第21号) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人～50人、51人～80人)の報酬を設定すること。	<p>特別養護老人ホームの基本報酬については、地域密着型施設の単価は導入されているものの、通所介護と異なり、定員規模別による仕組みとなっておらず、介護事業経営実態調査では、特に定員80人以下の施設における収支差率が低く、安定的な施設の運営に苦慮している。</p> <p>【支障事例】</p> <p>特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人が会員となっている団体からは、収益が伸びず、人件費の高騰等により施設運営状況が悪化しており、支援を求める要望がある。</p> <p>なお、同団体による「2018年度特別養護老人ホーム実態調査報告書」によると、従来型施設においては約6割に当たる13施設が赤字となっており、平均の収支差率も-1.57%という厳しい経営状況が明らかとなっている。</p> <p>こうした状況が続くことは、本市の安定的な介護サービスの提供に支障が生じる恐れがある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	39	03_医療・福祉	指定都市	相模原市、栃木県、知多市、姫路市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条の5、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱で定める基準額等の見直し	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱の基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託料の調査年度及び最低額・最高額・平均額を示されたい。糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目について、基本項目に加えること。また、各自自治体独自に行う追加項目に係る経費についても、助成対象とすること。	<p>国民健康保険の特定健康診査に係る費用額は、国・県・市において3分の1ずつ負担する仕組みとなっているが、基準となる単価(基準単価)が実勢単価と乖離していることから、多額の法定外繰入をすることにより経費を負担している。</p> <p>厚生労働省の「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」にある特定健康診査の結果から糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目について、基本健診項目となっていないことから国の補助金は交付されず、事業に必要な健診費用は自治体負担となっている。</p> <p>また、地域の実情に合わせ必要に応じて行っている追加項目に係る経費の助成がないこと等から、各自自治体の負担が増大している。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。 ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とするを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 > 5【総務省】 (1) 地方自治法 (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。 後段については検討中</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.35</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (iii) 保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。</p>	—	<p>令和3年度交付分については、評価指標を令和2年9月に、評価結果を同年11月に通知し、昨年度分より早期に通知した。 令和4年度交付分の評価指標については、介護保険事業計画期間中は極力指標を変更しないことにより地方公共団体における取組の円滑な実施に配慮するとともに、昨年度分より発出時期を更に前倒し、令和3年8月に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標について(令和2年9月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課交付金審査・交付係事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け労働省老健局介護保険計画課長通知) 【厚生労働省】令和3年度都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知) 【厚生労働省】令和4年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標について(令和3年8月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課交付金審査・交付係事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.37</p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (iv) 定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令3 > 5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (ii) 介護老人福祉施設(定員80人以下を含む。)の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、基本報酬を引き上げる。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))]</p>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月5日)において、定員規模別に利用者負担が変わることや効率的な事業運営からの逆行等に対する懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、特別養護老人ホームの基本報酬について定員規模別に報酬を設定する見直しは行わないこととした。 ただし、令和3年度介護報酬改定では、特別養護老人ホームの基本報酬全体を引き上げるとともに、小規模特養への介護報酬の経過措置を継続することとした(令和3年3月厚生労働省告示)。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.38</p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	40	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第174条の26第8項、令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(厚生労働省子ども家庭局保育課)	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査の実施主体を都道府県とする、とした厚生労働省の事務連絡(令和元年5月30日付け)につき、法律上の根拠の明確化	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査の実施主体を都道府県とする、とした厚生労働省の事務連絡(令和元年5月30日付け)につき、法律上の根拠の明確化を求める。	本県には、指定都市等が設置する公立保育所が147か所存在するが、これまでは総務省への確認のもと、地方自治法施行令の解釈に基づき、都道府県及び指定都市いずれも、当該施設に対し児童福祉法に基づく指導監査を行っていない。(これについては、本県のみならず、多くの都道府県においても同様と承知している。)この度の事務連絡の内容が正とするならば、都道府県は指定都市等が設置する公立保育所に対し、毎年度1度以上の監査を実地により行うこととなる。このことには、多くの人役を要し、また他の社会福祉施設(障害者施設等)も同様の対応が求められることとなる。従前の法解釈を変更し、県として指定都市等が設置する公立保育所に対し監査を実施する(または、条例によりその権限を指定都市等へ移譲する)にあたっては、その経緯や理由を明らかにする必要がある。	—
R2	41	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条	集落法人に使用収益させている農地の所有権移転に係る農地法の改正	農地を集落法人に使用収益させている場合、当該農地については非農業者であっても農地法第3条による所有権移転の許可が得られ、集落法人が継続的に土地利用できるよう、規定の改正を求める。また、規定の改正に時間を要する場合は、特区での対応を求める。	地元に住居する親族(妹:現在、非農業者)に農地の所有権を移転したいが、所有権移転後も、引き続きこの集落法人Bに使用収益権を設定したいと考えている。しかし、この親族は、農地法第3条許可要件(全部耕作、常時従事)を満たさないため、所有権移転が認められない。	—
R2	42	10_運輸・交通	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における各種申請の電子化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における各種申請の電子化(様式の電子化・電子申請システム化)	「地域公共交通確保維持計画」は国の様式に合わせて各事業者が独自にExcelデータ等で作成し、補助対象期間前に当初計画として県の協議会へ提出するものであるが、一度作成された計画に対して、事業者の運行計画変更がある場合には都度計画の修正と変更認定申請を行う必要があり、そのたびに数値や計算式のチェックなど多大な時間を要するものとなっている。当初の計画策定や計画変更について、事業者のミスが起きないよう、国が様式を厳密に定め、正しい計算式やマクロ、入力制限等が設定されたExcelデータ、もしくは電子申請システムを作成・共有してもらうことを求める。	—
R2	43	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、三重県	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条(転入届)、23条(転居届)、24条(転出届)	人口の移動理由を把握するための、国による全国統一的な調査の実施	国による、人口の移動理由を把握するための、全国統一的な調査実施を提案。その方法として、「住民基本台帳制度」を活用した調査の実施を図るための住民基本台帳法の改正を提案。	・首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠。 ・しかしながら、住民基本台帳を使った移動人口は把握されているが、移動理由についての全国統一的な調査は現在行われていない。 ・現在、本県を含めて8県が独自に調査を行っているが、その調査方法や調査項目は様々であるため、容易に比較することが困難。	—
R2	44	11_その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	規則(平成15年総務省令第48号)第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	【現状】 国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。 このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。 【支障事例】 ○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。 ○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。 ○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	45	11_その他	都道府県	愛知県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17、総務省自治行政局長通知(平成16年総行第143号)	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	46	11_その他	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱	消費生活協同組合(連合会)実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生協への調査票の配布」については、同省の「消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱」では、都道府県が各組合(連合会)へ組合票の送付を行うこととされているが、都道府県経由を廃止し、国(又は調査先委託事業者)が直接送付することとする。また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目(各組合から国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を直接提出する)とする。	各組合は、「組合票」の回答を国(民間業者)に送付し、「決算関係書類」データを都道府県に送付することとされており、送付先が複数となることで、事務に負担が生じている。また、各組合の決算関係書類については、本調査以前に報告を受け、確認を行っているものであり、都道府県から回答(提出)する必要はなく、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国(調査委託業者)への送付等の事務負担のみが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (i) 地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。 [措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]	-	地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、省令の改正及び告示の制定により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を追加し、地方公共団体が当該職責証明書を活用した電子契約を可能とした。	【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(令和2年9月18日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号) 【総務省】地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_44	総務省自治行政局行政課
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	-	長期継続契約(地方自治法第234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアに係る使用許諾契約(ライセンス契約)も含まれることを明確化し、その旨通知した。(令和2年12月22日付け総行第307号)	【総務省】ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について(令和2年12月22日付け総務省自治行政局行政課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_45	総務省自治行政局行政課
5【厚生労働省】 (50) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を經由せず国が直接実施する方向で検討し、令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (58) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、令和3年度調査から都道府県を經由せず国が直接実施する。 [措置済み(令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]	令和3年11月1日に、都道府県を經由せず国が直接令和3年度調査を実施することを消費生活協同組合(連合会)に通知した。	【厚生労働省】令和3年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の実施について(令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_46	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 消費生活協同組合業務室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	47	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、横浜市、高知県	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	48	06_環境・衛生	都道府県	愛知県、埼玉県	総務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)→「弁明の機会」の付与(県)→「回答(土地所有者等)→「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)→「土壌汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	49	06_環境・衛生	都道府県	富山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日付け環水管第21号、環境庁水質保全局長通知)	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目の見直し	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目については、環境基準項目に移行するか、移行する必要があるれば要監視項目から落とすか、速やかな見直しを求めるもの。	都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況について常時監視が義務付けられている。具体的な測定対象物質については、法第16条の規定による測定計画において各県において定められており、環境基準が設定されている項目については、通知において、常時監視の対象として位置付けるよう求められている。一方、現時点では環境基準項目とせず、国において引き続き知見の集積に努める必要があると考えられる物質については、平成5年3月8日付け局長通知において「要監視項目」と位置付けられた(令和2年4月時点で31物質が該当)。この通知では、要監視項目について、「今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し、体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行う」とされており、都道府県等には測定そのものの義務付けはされていない。しかし、地域の実情に応じて測定を行い、結果を国に報告するよう依頼されているため、大多数の県において測定計画上の調査項目として常時監視が行われ、事実上測定が自治体の業務となっており、その測定に多くの労力、費用を要している。	—
R2	50	11_その他	都道府県	岡山県	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令174条の26第1項及び174条の49の2第1項ほか	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。	現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監査に関する権限のみを都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に対する権限のあり方は異なるものであり、都道府県は指導監査に必要な情報を指定都市等から一つ一つ収集する手間が発生するため、都道府県が円滑に指導監査を実施する上で支障が生じている。なお、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設についても同様である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	51	11_その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大湯村	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和元年9月27日付行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知	マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している。マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	52	11_その他	都道府県	秋田県、新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計調査員確保対策事業実施要領(平成17年8月15日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年5月31日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。県内の対象者約1,300名への開催通知の発送や、参加者約100名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員の削減が進む中、事務負担が増している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(10)】【環境省(7)】 土壤汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壤汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壤汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 [措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)]	—	都道府県知事等が土壤汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に通知を発出した。	【環境省】土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.48	総務省行政管理局行政手続室 環境省水・大気環境局土壤環境課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ii)指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「指定都市等」という。)が設置する保育所に対する指導監督については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し、都道府県及び指定都市等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)]	—	指定都市等が設置する保育所に対する指導監督については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し通知した。	【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監督の実施主体について(周知)(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知) 【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監督の実施に関する直近の対応について(令和2年10月30日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.50	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省】 (17)マイキーID設定支援計画 マイキーID設定支援計画の実施実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村(特別区を含む。)の実施実績についての都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実施実績について地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡等)]	—	マイキーID設定支援計画の実施実績報告については、市区町村からの実施実績について都道府県の取りまとめを不要とし、その旨を地方公共団体に通知した。	【総務省】「マイキーID設定支援計画」の実績報告の提出方法の変更について(令和2年9月29日付け自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.51	総務省自治行政局地域政策課マイナポイント施策推進室
5【総務省】 (15)統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。	—	都道府県別登録調査員研修について、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化し、当該研修の実施回数、開催規模等について都道府県の事務負担等を考慮した柔軟な取扱いが可能である旨通知した。(令和3年2月19日付け事務連絡)	【総務省】都道府県別登録調査員研修の実施について(通知)(令和3年2月19日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.52	総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付地方統計機構担当

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	53	11_その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町	法務省	B 地方に対する規制緩和	令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡	外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月13日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出が指示されているが、この時期には提出できないものであるほか、当県の同書類には、個別事業の予算額等について記載がない。 同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算(抄本)」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。 したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算内容説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	54	11_その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、姫路市、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	地方創生推進交付金の対象経費の拡充	地方創生推進交付金については、地方の実情に応じて活用しやすい制度となるよう、現在対象外である経費のうち、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費及び、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業や、お試し移住等に係る個人への旅費について、対象経費とすること。	地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず、一律に対象外経費とされているため、観光PRコンベンションや移住フェアといったイベント等への参加に必要な職員旅費を単独予算で措置しなければならなくなっており、財源の確保に窮する地方公共団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を達成するために必要な経費である。また、インターンシップやおためし移住等のための旅費は、個人給付に該当するとして対象外経費とされているが、こうしたインセンティブは、インターンシップや移住の促進等の事業目的の達成に大きく資するものであり、一律に個人給付として対象外経費とすることで、政策目的の達成を阻害している。	—
R2	55	11_その他	都道府県	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)、2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	地方創生推進交付金に係る提出書類の簡素化	地方創生推進交付金については、「地方創生推進交付金実施計画(以下、実施計画)」を「地域再生計画(以下、再生計画)」とみなし、実施計画のみ作成すれば足りるよう、運用を見直すこと。	地方創生推進交付金の活用は、①実施計画の作成→②国との事前相談による内容の調整→③調整後の実施計画の国への提出(メール)→④実施計画の内容を踏まえた再生計画の作成→⑤再生計画の国への提出(メール。ただし、認定申請書(要押印)はメールに加え、紙ベースでも提出)という流れで行われる。その際、再生計画の作成・提出期限(④・⑤)は、実施計画提出期限(③)の翌日に設定されることが多く、実施計画の確定に時間を要した場合、再生計画策定のための時間が限られ、時間外労働等、負担が大きい上、作業時間の制約から、内容の精査が十分に出来ず、記載誤り等が発生している。また、認定申請書については紙で提出する必要があるため、実施計画の確定に時間を要した場合、提出期限内の対応が困難である。 ※直近の第55回申請では、実施計画の提出期限が1/23(木)、再生計画の提出期限が1/24(金)であり、秋田県では、当初予算編成の最終段階の作業と並行することになったため、全実施計画の内容確定が1/23の夕方となったことから、深夜までの作業で対応した。また、認定申請書の紙提出は、期限超過となっている。 また、地方創生推進交付金申請が不採択となった場合には、地域再生計画の取下処理が必要となり、この点についても業務上負担であり非効率である。 国においては、自治体の負担軽減のため、地域再生計画作成支援ツールの開発・提供等に尽力いただいておりますが、一方で、そのような対応によっても現場の重複感・負担感は拭かれていないため、過去にも同様の提案を行っているが、再度見直しを提案するものである。	—
R2	56	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、井川町、埼玉県、山梨県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領	地域少子化対策重点推進交付金の運用改善	地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。	本県では晩婚化が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚姻者数の24%に上っており、35～39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35～39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談にきたカップルが補助対象外になってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、5市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。	—
R2	57	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	標記補助金の交付決定の時期が年度末近くとなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月19日 平成30年度 平成31年2月18日 平成29年度 平成30年1月12日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	58	03_医療・福祉	中核市	明石市	厚生労働省	A 権限移譲	・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱3(3)ク(ウ) ・ひきこもり対策推進事業実施要領2(2)	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体に中核市を追加	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体について、都道府県又は指定都市であるところ、中核市を加えること	県の「ひきこもり地域支援センター」は遠方で、当事者・家族が相談しづらく、市で把握しているニーズに対して、実際に相談しているケースは極めて少ない。また、センターは、管轄する区域が広域のため地域の実情や課題の把握が難しく、アウトリーチ支援を含む地域に応じた支援が難しい状況である。 ひきこもりの支援は、当事者・家族への直接的・継続的な支援に加え、地域住民や地域団体、地域資源と連動した居場所の創出や見守り・支援体制の構築等の必要性があることから、県レベルの広域ではなく、保健所を有する中核市においては、市がセンターの実施主体となることで、市の実情を把握した上で、市の関連部署と地域が一体となってひきこもりに対する施策展開が可能と考える。 また、当市が、潜在的なひきこもりに対する支援やアウトリーチ支援などきめ細かな支援を継続して行うには、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等の専門職員がまだまだ不十分であり、地域の実情や課題を把握したひきこもり支援コーディネーターを確保・育成・配置し、定着させるための予算に補助がでないことが支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省】 (8)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)」Q26において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に周知した。	【法務省】令和3年度外国人受入環境整備交付金の事前相談の受付について(連絡)(令和3年1月18日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡) 【法務省】外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.53	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年3月23日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療施設運営費等補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.57	厚生労働省医政局医療経理室
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	59	06_環境・衛生	中核市	明石市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4～第6の2騒音規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10振動規制法施行規則様式第1～第4、第6第10水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	60	03_医療・福祉	一般市	白山市、七尾市、加賀市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第63条の2第3項	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険法第63条の2第3項において、保険料滞納者の保険給付額から滞納保険料額を控除できる規定があるが、保険給付額から滞納保険料額に充当できるとは解せない。その結果、市町村に余計な事務負担が生じている。また、取扱いが不明確なため、各市町村によって対応が異なっている。保険料滞納者に給付金等を支給することは、保険料を納付している被保険者との公平性に欠き、一般住民にとって理解されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	61	05_教育・文化	施行時特例市	平塚市、神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直し	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。 【現状】「1,500人以下、1」「1,501～6,000人、2」「6,001人以上、3」のところを、「1,500人以下、1」「1,501～4,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごとに1を加算」、など。	当市では小学校28校のうち、7校は自校式、21校は共同調理場方式(2場)で学校給食を提供している。また、国の配置基準により、栄養教諭及び学校栄養職員が、自校式7校には4人(児童数551人以上は4校)、共同調理場には4人(児童数1,501人～6,000人の共同調理場2場のため、2人×2)が配置されている。共同調理場はともに設置から40年以上が経過し、老朽化が著しく、かつ耐震性能が不足しているため、統合・移転を検討している。また、当市においても、全国や県内で実施が進む中学校完全給食を実施するため、新たな共同調理場を1場整備し、小学校21校(約9,000食)に加え、中学校15校(約7,000食)にも給食をできるよう検討している。新たな共同調理場では、これまでの小学校分の給食管理業務(栄養管理、衛生管理、検食・保存食対応、調理指導等)に加えて、中学校分の給食管理業務が必要となるほか、アレルギーに関する児童・生徒への対応にも万全を期す必要がある。さらに、栄養教諭を中核とした食育のネットワークを構築し、各学校の食に関する指導(給食の時間を使った指導や教科と連携した指導)等も展開する必要がある。このことから、給食管理業務のうち栄養管理以外の栄養士業務は、学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。しかし、2場の共同調理場を統合することで、現在の学校栄養職員等の4人の配置が、基準(6001人以上は3人)により1人減るだけでなく、新たに開始する中学校給食に対応する職員が事実上配置されないことになる。上記の業務を3人で対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、公共施設の効率的な再編等を検討する上でも大きな支障となっている。(例えば1つの土地に調理場を3場整備した場合は基準により最大8人配置されることになるが、効率的に1場整備した場合は3人しか配置されないことになる。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【経済産業省(1)】【環境省(2)】 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。	—	特定施設設置届出書などの各種届出書類について、省令を改正し、押印及び本人署名を不要とした。	【環境省】押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年12月28日環境省令第31号) 【経済産業省・環境省】特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年12月28日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_59	経済産業省産業技術環境局環境管理推進室 環境省水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課、大気生活環境室、閉鎖性海域対策室
5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。	—	全国高齢者医療主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議について(令和3年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_60	厚生労働省保険局国民健康保険課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	62	03_医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	【支障事例】 国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならぬが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。 事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。 【当市の職権による資格喪失処理手順】 ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付 ⑥ 事業所から回答書受理 ⑦ 対象者の国保資格職権喪失	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	63	06_環境・衛生	中核市	豊田市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条、令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。	プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまうため、回収する際、回収拠点によって2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらもリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、職員が破袋して手選別回収し、焼却処分している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	64	09_土木・建築	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住生活基本法第17条第4項、第8項	住生活基本計画策定(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等	住生活基本法で定める県の住生活基本計画の「公営住宅供給目標量」算出のための支援ツール(システム等)の充実化や手続きの簡素化等により、計画策定の負担軽減及び迅速化を図ること。	(制度の概要) 住生活基本法(以下「法」という。)に基づく県の住生活基本計画策定(変更)手続きにおいては、法第17条4項(変更の場合8項)により、「公営住宅供給目標量」について国との協議(同意)が定められている。(具体的な支障事例) 県計画の策定(変更)時、国との事前ヒアリングの段階から「公営住宅供給目標量」に関し協議を行う必要があり、その際に国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を使用しているが、プログラムの設計が複雑で、目標量が迅速に算出できなかった。結果として、事前協議終了まで、数ヶ月を要した。また、プログラムを使用しない場合には、更に多数の挙証資料が必要となるため、迅速な計画策定(変更)が困難である。	—
R2	65	11_その他	中核市	八王子市	個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報の取扱いの法律による一元化	現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律により一元化を図ること。	地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例を制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。 多くの団体において、個人情報保護制度はプライバシー保護の観点により運用されており、個人情報の利活用については知識や経験が不足している。 また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たる場合、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。 たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたって、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策においても、当市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものとして位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。 市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.62</p>	厚生労働省保険局国民健康保険課
<p>5【経済産業省(2)】【環境省(6)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村がプラスチック製容器包装廃棄物を回収する際に使用するプラスチック製の収集袋の再商品化については、市町村は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、当該収集袋の再商品化を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する指定法人に委託できる(法32条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和3年1月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられた。これを踏まえ、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.63</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	66	06 環境・衛生	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第5条、昭和30年8月11日衛環第56号環境衛生課長回答、昭和30年11月15日衛環第84号環境衛生課長回答	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証交付手続きの明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の交付について示されている通知が発出されてから相当の時間が経過していることから、取扱いを明確に示すことを求める。	墓理法では、日本国内で焼骨を埋蔵等しようとするときは、市区町村長が交付する埋葬許可証等の証明書書類を墓地管理者に提出しなければならない。ところが、海外で死亡し火葬をした焼骨は、国内法の適用除外となるため当該証明書書類を保持しておらず、特例的な対応が必要になる。具体的には、海外で火葬した焼骨を日本国内で埋蔵等しようとする者(以下「納骨希望者」という。)は、通知(昭和30年8月11日衛環第56号、昭和30年11月15日衛環第84号)により、改葬の場合に準じて取り扱うこととしており、その場合、「焼骨の現に存する地の市町村長」が交付する改葬許可証により納骨することされている。しかし、焼骨の納骨先である墓地管理者が、海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証については焼骨の存する地に関わらず、どの市区町村においても交付できると誤解している現状があり、問い合わせ等に対応する事務負担が生じている。また、納骨希望者にとっても墓地管理者からの誤った情報により、申請に訪れた市区町村で改葬許可証の交付を受けられない場合がある。なお、焼骨は動かすことができるものであるため、「現に焼骨が存する地の市町村長」から改葬許可証を受けると限定する必要は少なく、火葬した国で発行された証明書をもとにどの市区町村においても改葬許可証の交付を受けられることが望ましいと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	67	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。	急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が基準に考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況を踏まえると、介護人材不足と事業評価の精査という点で、不十分であると言わざるを得ない。現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要な状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	68	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条、第122条の2 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第3条、第7条 介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令第3条、第7条	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改定	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること。	介護保険給付及び地域支援事業に要する費用に対する国庫負担金は、介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分、包括的支援事業・任意事業分及び総合事業調整交付金を包含する交付金)の3種の交付金により保険者へ交付される。このうち、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、交付対象年度の前年度の1月から当年度の12月までの1年間に支出決定した保険給付費等の額をもとに交付額を算定する。交付額算定にあたっては、例年12月～1月に行われる所要額調において、前年度の1月から当年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、会計年度途中の段階で、当該交付金の交付手続きのみのために集計する必要があるため、集計作業が煩雑化し、相応の事務負担が生じている。一方、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く。)については、交付対象年度の4月から3月までに支給決定した保険給付等の額をもとに交付額を算定しており、交付対象年度経過後に実績報告を行っているため、歳入・歳出の集計は容易である。保険者である市町村の介護保険財政運営において、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付対象とする期間を暦年単位とする必要性は無く、現行の仕組みは不必要に市町村の事務負担を増大させるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	69	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第9条、国民健康保険法施行規則第13条	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっている被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	国民健康保険被保険者が、社会保険に加入した場合、国民健康保険の資格を喪失する。現状、国民健康保険の資格喪失については、原則被保険者からの届出に基づき処理を行っている。しかし、被保険者が喪失を届け出ない場合、保険者(区市町村)は資格の異動を把握することができない。資格状況の調査や、届出の勧奨を行っているが、これらは事務が煩雑であり時間がかかるため、迅速で適正な資格管理ができない。その結果、保険税の二重課税、収納率の低下及び不要な滞納整理等の影響を及ぼし、業務量が増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【厚生労働省】 (12)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 海外で火葬した焼骨を埋蔵等する場合の許可については、焼骨の現に存する地の市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)又は死亡の届出を受理した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年中に通知する。 [措置済み(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)]</p>	-	海外で火葬した焼骨を埋蔵等する場合の許可について、焼骨の現に存する地の市町村長又は死亡の届出を受理した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】海外で火葬した焼骨の埋蔵又は収蔵をするための許可について(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.66	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (v)介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に介護ロボット等を導入した場合における看護・介護職員の人員配置に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (iii)介護老人福祉施設に介護ロボットなどのICTを導入した場合の看護・介護職員の人員配置については、夜勤職員配置加算の算定基準において、見守り機器の更なる設置等を行った場合の職員の配置要件を緩和するなどの見直しを行う。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))]</p>	社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月9日)において、サービスの質の確保、安全性の確保への懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、ICTを活用した場合における看護・介護職員の3:1の人員配置基準の見直しは全般的には行わないこととした。ただし、テクノロジーの活用により、介護サービスの質の向上、業務効率化等を推進していく観点から、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器等のICTを活用し、業務効率化を図る場合に限り、介護老人福祉施設等の夜勤職員配置加算の要件の見直し及び介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和を行った(令和3年3月厚生労働省告示)。	【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.67	厚生労働省老健局高齢者支援課、老人保健課
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vii)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、市区町村における事務の実態等を把握した上で、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (iv)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、省令を改正し、算定期間の見直しを行い、市区町村の事務に係る期間を十分確保する。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号))]</p>	令和2年度に、市区町村における事務の実態等について調査を実施。その結果を踏まえ、令和3年3月に省令改正を行い、調整交付金の算定期間の前倒しや報告事項の簡素化を図るなど、市町村の事務負担の軽減措置を実施。	【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】令和3年度以降の介護給付費財政調整交付金の算定事務の変更について(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.68	厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものとして位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。	【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.69	厚生労働省保険局国民健康保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	70	02_農業・農地	中核市	八王子市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定について都道府県知事から区市町村長へ権限移譲	農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止について、区市町村長に権限移譲をする。	①農業振興地域の区域の変更及び廃止をしようとしたところ、廃止する分に相当する区域面積の要求を東京都から指示され、年2回の審査会開催のため、最終的に区域変更及び廃止に2年ほどの期間がかかった。 ②農業振興区域の指定は、農業振興の観点からのみの制度であって、本来であるならば、まちづくり(都市計画)の視点も必要である。市民が農地を手放そうとしても、指定されていることが要因となって、手放すことができず、そのまま休耕地となっている。	—
R2	71	05_教育・文化	中核市	八王子市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号	教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。	教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とについては、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。 県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまわって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。 例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	72	06_環境・衛生	中核市	八王子市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条 地方税法第22条(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条	地方税法の守秘義務に抵触するため利用できない空閑地管理事務における固定資産台帳情報の内部利用	固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空閑地の適正管理にあたって可能とすること。	空閑地における雑草繁茂の市民相談について、当該空閑地の所有者が不明である場合、担当所管において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、雑草繁茂期には、市民からの苦情が集中し、現地確認も広範囲にわたるため、手続きに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしている。 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項の規定では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 この点、例えば雑草が生い茂る所有者不明の空閑地について、当該土地の所有者等を把握し除草等の措置を促すことを目的とし、当該土地を事業の用に供しない場合は、土地所有者等関連情報を内部で利用することができない。 一方、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条では、税務担当部局が保有する固定資産台帳の情報について、同法施行に必要な限度において、行政内部で利用することが可能とされている。	—
R2	73	05_教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【具体的な支障事例】(詳細は別添ファイル参照) (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であることを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R2	74	07_産業振興	都道府県	福岡県、青森県、九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	○特定資産等に係る判断が難しく法令やマニュアルが抽象的である結果、事業者にとって、下記のデメリットが生じている。 ① 事業者の顧問税理士や会計士が特定資産の基準や事業実態の有無に対する判断に迷い、県へ問い合わせてくる。事業者は県からの回答がないと、手続きができない。 (例:倒産防止共済の掛け金は特定資産に該当するの、関連会社への物品販売は事業実態があるとされるのか、など) ② ①の問い合わせ時に、回答困難のときは、県から国に問い合わせをする必要があり、国の回答がでるまで、手続きができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【文部科学省】 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事務については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)]</p>	—	<p>県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申に係る事務については、教育長に委任することができない事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知した。</p>	<p>【文部科学省】市町村委員会の内申に係る事務の委任等について(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r271</p>	<p>文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【経済産業省】 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。</p>	—	<p>過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。 また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかる申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。</p>	—	—	<p>中小企業庁事業環境部財務課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	75	07_産業振興	都道府県	福岡県、九州地方知事会	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化	中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築	現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合約1,200組合)管理が煩雑になりつつある。また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html
R2	76	02_農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関するガイドライン第16条(農業振興地域整備計画の変更)ー2(3)ー⑤	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16ー2ー(3)ー⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事が完了した年度における工事が完了の日の属する年度と解されること」とされている。 河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成21年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成30年度になったため、左岸側についても、平成30年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。 一方で、左岸側については、九州農政局より平成21年11月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。 このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものと考えられる。 また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることとされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事が完了につき「公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)」とされている。 特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	77	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱、実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金については、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付(支払いまで)を完了しなければならないとされている。間接補助事業者が年度末まで事業を行う場合、地方自治体の実績を確認したうえで交付手続きを行うという現状の手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。民間事業者などの地方創生の取組みを支援する間接補助事業については、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することができない制度となっている。例えば、補助事業として民間事業者などは専門人材の配置を年度末まで行っているが、補助事業の活用は3月末分までを対象とすることができない。	—
R2	78	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越(翌債)の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMSでの繰越承認申請等が必要である。また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMSの使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続期間が十分に確保されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	79	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第129条及び第130条(国民健康保険法第93条1項)	後期高齢者医療審査会の必置義務の廃止等	後期高齢者医療審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。	高齢者の医療の確保に関する法律第129条において県に設置される後期高齢者医療審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第130条において準用する国民健康保険法第93条第1項の規定により、この審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、後期高齢者医療の被保険者は原則75歳以上のため、被保険者委員の確保に苦勞しており、また、当県においては、過去10年で審査請求が起こされた実績はなく(総務省の行政不服審査裁決・答申DBに搭載されているのは全国で2件のみである。)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了するという状況である(実際は、保険者委員の異動、被保険者委員が高齢のため任に堪えられない等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	—
R2	80	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第92条及び第93条第1項	国民健康保険審査会の必置義務の廃止等	国民健康保険審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。	国民健康保険法第92条において、都道府県に設置される国民健康保険審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第93条第1項の規定により、審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、当県においては、審査請求が起こされた実績は少なく(昭和33年以降4件のみ)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了することが続いている(実際は、保険者委員の異動等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>5【農林水産省】 (12) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。</p> <p>・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更(13条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である必要がある(施行令9条)ところ、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」と解されることを含む年度に「工事が完了した」と解されることを含む年度に「工事が完了した」とする。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>	-	<p>ガイドラインを改正し、事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」と解されることを加筆した。</p>	<p>【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hupken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_76</p>	農林水産省農村振興局農村計画課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	81	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局事務連絡)	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図りたい。	地方創生推進交付金の申請に当たっては、実施計画を作成し提出する必要がある。実施計画様式や申請に当たっての要件等は、毎年度12月下旬頃に事務連絡文書により通知されるが、申請に係る事前相談期間が1月上旬頃までとされており、年末年始期間を含むため、事前相談に向けて十分な検討・作業時間の確保が困難となっている。 また、大きな制度変更等については、事前の情報提供があるが、地方自治体が実施計画を作成する際に重要である、実施計画様式や審査基準については、当該内容の変更に関する情報提供がなされていない。 例えば、令和2年度は実施計画の様式において、「自主財源の確保実績」や「自主財源計画未達の場合の見直し内容及び考え方」が追加され、審査基準については、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が示されたところである。 あくまで例であるが、事前相談の締め切りまで営業日ベースでわずか9日間程度というスケジュールの中で変更内容を踏まえた対応をしなければならぬため、単に実施計画様式や審査基準が変更されるだけでなく、地方自治体にとって計画作成の大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	82	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図りたい。また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	地方創生推進交付金は対象外経費が細かく設定されており、事務連絡文書に対象外経費として明記されていない経費についても、問合せにより対象経費或いは対象外経費であることが判明する等、対象経費を精査するだけで膨大な作業量が費やされている。 また、Q&A等で統一的な見解が示されていないため、内閣府に問合せをする前に庁内において「対象経費か否か」の議論を行う必要があるため、負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	83	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金に係る対象経費の要件緩和	地方創生推進交付金の対象経費について、地方創生の推進の観点から、要件の緩和を図りたい。	職員旅費については、地方創生に資するものであっても、知事トップセールスに伴う随行旅費を除き対象外経費とされているため、東京圏や海外をターゲットとする事業の組み立てに当たっての大きな制約となっている。	—
R2	84	02_農業・農地	都道府県	鹿児島県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ 土地改良事業関係補助金交付要綱第6、第9 農地防災事業等補助金交付要綱第8	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、イ) a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及びイ) a、(2)ウ(ア)	土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金については、国(地方農政局)に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。 土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が定められているが、現行の要件に基づくと、大半の案件が「軽微な変更」に該当せず、地方農政局への変更申請が必要となっている。(本県においては、令和元年初予算分の土地改良関係事業については交付申請が141件だったのに対し変更申請が94件、農地防災事業等については交付申請が54件だったのに対し変更申請が25件と、全体の申請のうち6割程度が変更申請となっている。) 本県は他の都道府県に比べて台風の被害が発生しやすく、補修工事を行う頻度が多いが、補修工事を行うためには、補助金の変更申請が必要となる。 補助金の変更申請を行ってから承認を得るまでには約2週間かかっており、補修工事のような緊急性のあるものについても、機動的に対応できていないのが現状である。 近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	85	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化農地整備事業実施要領 経営体育成促進換地等調整事業実施要領	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。 当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。	当該事業は、地元(市町村や土地改良区など)が取り組む換地調整に要する期間のうち、特に事業費が必要となる期間と、交付対象とする期間が一致していない場合がある。また、ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが開始されることを踏まえれば、それまでに事業計画が完成している必要があり、当該事業を活用できる期間はより限定される。 当県では、ハード事業採択の3、4年前から、当該事業の補助対象である地元との調整を行っている地区が多くある。例えば、地域の総意による農業振興を図るという観点から、現場としては、当該事業についての同意を100%取得することを目標に事業を進めている。そのため合意形成等が困難な土地は除外を行うなど、地区境界の再設定や計画の再検討が必要になることから、換地等調整には多くの時間が掛かっている。 (スケジュールの例) ①事業採択4年前: 地区内農地等状況調査等(約480万円) ②事業採択3年前: 地区内農地等状況調査、地区内アンケート調査等(約230万円) ③事業採択2年前: 地区内農地等状況調査等(約200万円) ④事業採択前年: 合意形成促進、地域営農構想作成等(約40万円) このような地域の実情により早期の事業着手が必要な状況があるにもかかわらず、現在の仕組みは、当該事業を可能な限り前々年度から実施しようとするインセンティブが働く仕組みになっており、地域の実態に即した事業実施ができないことが支障となっている。 なお、要領別紙2第3事業の対象地区では、実施計画策定事業と当該事業どちらも「農地整備事業等の実施が予定されている地区」となっており、当県では、農林水産省に採択申請を提出する前に、県の計画審査会により事業化の妥当性を審査していることから、当該事業実施時点で、ハード事業の実施見込みについては一定の担保がなされているものである。 以上のことより、都道府県がハード事業実施の見込みを担保することも可能であるため、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]</p>	—	<p>地方創生拠点整備交付金について、財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた対応案を検討中の様式とともに地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた地方創生拠点整備交付金の今後の申請に係る対応について(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>	—	内閣府地方創生推進事務局
<p>5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>	—	<p>地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体からの問い合わせを踏まえた見直しを行い、対象外経費の事例を追記して地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】(別添2) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>	—	内閣府地方創生推進事務局
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】 (15) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【農林水産省】 (20) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する。 [措置済み(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)]</p>	<p>農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更について、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大することし、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱の一部改正通知を发出(令和3年4月1日)した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.84</p>	農林水産省農村振興局設計課、防災課
<p>5【農林水産省】 (13) 農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【農林水産省】 (18) 農業競争力強化農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、令和4年度事業から地域の実情に応じた時期に実施することが可能となるよう、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正する。</p>	<p>令和4年4月1日付け3農振第2953号にて「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正。</p>	<p>【農林水産省】経営体育成促進換地等調整事業実施要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.85</p>	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	86	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11)	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し	現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	令和元年度の台風に伴う大規模停電により、10箇所以上の排水機場が機能を喪失した。このため、施設管理者から停電対策の要望が上がっているが、これらの排水機場の自家用発電機については、消費電力が大きいためどうしても大型なものとなってしまう、整備費用や維持管理費、設置スペースの確保などが支障となり、導入が困難である。 そのため「予備線」や「予備電源」を整備することによって、排水機場等の停電対策を行いたいと考えているが、現行の事業要領に基づけば、当該設備の整備に係る費用は補助対象外であり、停電対策の推進の支障となっている。 排水機場等は台風時等の湛水被害軽減を図る上で非常に重要な役割を果たすものであり、一旦機能が停止してしまうと、より甚大な被害をもたらすものである。 地域の防災力を高めるために、「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html
R2	87	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例よることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号ロ、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	①農耕貸付 都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。 ②売払い 同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。 域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち30%以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができず、住民からは不満が出ている。 また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。 売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	88	11_その他	都道府県	千葉県、秋田県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査情報照会予定件数等の調査	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。 また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめ国等へ回答している。 仮に1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが(54市町村×6様式)、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	89	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法第80条、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第7の2の(1)	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	国有農地等の処分について、国においては令和11(2030)年度末までに「売却不能な国有農地等をゼロ」とする目標を掲げ、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。 国有農地等の処分にあたっては、買取前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものとする。 6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。 また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	90	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	平成21年農地法改正前に取得した国有農地等については、法定受託事務として、都道府県が引き続いて維持・管理等の事務を行うこととされている。 都道府県が行う国有農地等の維持管理は草刈り、現地巡視、境界立会、災害復旧や住民要望への対応等多岐にわたっており、その維持管理に係る経費は国から交付されている。 特に、維持管理業務は、国有財産の安全性や公共性等を確保する観点からも年間を通じて継続的に行うことが必要であるが、交付決定が5月中旬となっている。 そのため、交付決定前に災害等が発生し土地の崩壊や立木の倒壊等が生じた際、早急な対応ができないこととなる。また、年度単位で修繕工事や測量事業等が中断され、当該年度内に事業完了が困難な場合もある。また、臨時的任用職員の雇用においても交付決定前については、都道府県費での対応をせざるを得ない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。	—	国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限積要件については、省令を改正し、廃止した。	【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月31日農林水産省令第16号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.87	農林水産省経営局農地政策課
5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。	—	(18)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施した。 (19)については、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告に関して、情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて、令和3年末に「情報共有サイト」と「デジタルPMO」が統合した。これにより、デジタルPMO上で当該報告に係る機能改善が実施された。	—	—	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]	—	旧所有者等への買受意向確認のための公告開始後における財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いの手続については、公告した日から起算して6ヶ月の経過を待たず、速やかに進める旨を通知した。	【農林水産省】「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年11月29日付け元経営第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) 【農林水産省】 国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年11月29日付け元経営第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正新旧対照表 【農林水産省】 国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いについて(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.89	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム 厚生労働省厚生労働省社会・援護局保護課
5【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	91	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)	「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	国有農地等が新たに発見され、既にその財産を住宅用地等として占有している者から、都道府県が証拠資料等から時効が完成していると判断し、国の通知「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)」に基づき、時効取得確認申出書の提出前に、農政局に時効取得の申入れの可否を相談するが、明確な理由が示されないまま、自作農財産紛争処理等連絡協議会への付議は出来ない旨を口頭で伝えられ、時効取得が認められないケースがある。このため、申出書の提出にも至らず、処分を結果的に断念する案件もある。都道府県としては時効が完成していると判断した場合でも、国が制度の活用を認めない場合、時効の申出者に対し拒否に至った明確な理由を提示できず、説明責任を果たせない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	92	11_その他	都道府県	大府市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法16条4項	条例、規則等の公布の際の長の署名において記名押印を認めること	条例、規則等の公布の際の長の署名について、自署ではなく、記名押印としてほしい。	条例、規則等の公布について、地方自治法第16条及び公告式条例に基づき、庁舎前告示板に公布文を掲示して行っているが、掲示したものを閲覧している市民はほとんどいないのが実情である。グローバル化の進展した現代において、「成立した条例、規則等を公表し、市民が知ることができる状態におく」という公布の目的を達成するための手段としては、市HPへの公表のほうが、より広く周知できるほか、今回のように感染症のまん延による外出自粛といった特殊な状況においても有効であると考えられる。法律上、条例の公布に当たっては、長の署名が必要とされているところ、昭和43年熊本地裁判決では、法が長の署名を要求しているのは、「長が条例に署名することによって公布すべき条例を確定し、かつ公布をなす主体を表示することによって権限を有する行政庁の行為であること及びその執行の責任の所在を明確ならしめるため」とし、「記名押印にも署名同様の効果を認めてよい」としている。また、行政実例(昭和26年5月2日地自発第120号)では、「長の名で公布されておれば、たとえそれが長の自署に基づいたものでなくても形式的には直ちに無効ではない。」としている。また、商法では546条、601条等で記名押印についても署名と同等の効果を認めている。以上から、長の署名については、必ずしも自署によるものでなければならないものではないと考えられるため、市HPへの公布を前提に、署名を記名押印とすることで、より有効な市民への周知及び効率的な事務の実施が可能となる。	—
R2	93	11_その他	一般市	大府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法317条の6	日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書訂正分等の電子提出化	厚生労働省管轄の日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書の提出について、電子による提出が1月末にされているところだが、それ以降の訂正や追加分について、紙での提出がされており、事務が煩雑となっている。訂正や追加分の公的年金等支払報告書の提出をeLTAXを通じた電子提出に変更して欲しい。	現在日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書は、eLTAXを通じた電子提出で1月末の当初の提出がされているが、1月末以降の訂正や追加については、郵送により紙で提出されている。電子提出されたものについては、市側のシステムに取り込む仕組みが構築されており、大変効率的にその後の課税処理まで繋げることができているが、紙で提出されたものについては、様式が特別なものということもあり、手入力で一件一件職員が行っている。年間300件程度あり、一件あたり10分程度事務処理にかかっている。約300件×10分=約3,000分=約50時間の事務量が追加がかかっている状況であり、これが電子化されれば、取込の回数が年間月12回程度で、1回5分程度なので、12回×5分=60分=約1時間程度で処理が可能になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	94	08_消防・防災・安全	一般市	大府市	内閣府、総務省、防衛省	A 権限移譲	災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条	市町村長による自衛隊災害派遣要請	愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第83条第1項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担任する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあっては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第83条第2項但し書き、あるいは同条第3項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町からの派遣要請を可能にしていただきたい。	・当市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①当市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範疇を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が実動するまでに、この様な過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動72時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担任する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないとする神奈川県との齟齬により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車に対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。	—
R2	95	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	社会教育法	教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和	社会教育法第9条の2第1項により、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととされているが、必置規定を緩和してほしい	当市の教育委員会は、学校教育課の1課のみで構成され、学校教育(及び放課後クラブ)に特化した体制となっています。現在、社会教育・生涯学習に関する事務は市長部局での補助執行となっており、実質的に教育委員会においてこれらの事務を実施していません。また、第9次地方分権一括法の施行を受けて、令和3年度からは社会教育・生涯学習に関する事務を市長部局に移管する予定となっています。そのような状況において、教育委員会に社会教育主事を配置しても、その知識を生かす場面がほとんどなく、必要性が低下していると考えています。また、庁内の社会教育主事の資格保有者は数名で、そのいずれかの者を配置する必要があるため、柔軟な人事配置の支障となります。	—
R2	96	11_その他	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱、2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	【制度改正の必要性】増額を伴わない変更申請については、変更内容に応じ、随時の申請又は申請時期が拡大されたところであるが、増額を伴う変更については、申請時期が限られており、特に年度途中で事業計画の変更等の必要性が生じた場合、変更申請時期を逸すると、当該年度中に対応することができず、柔軟な事業推進の妨げとなっている。そのため、少なくとも秋頃に増額を伴う変更申請を可能とさせていただきたい。【参考:申請スケジュール】第1回申請:12~1月 第2回申請:4~6月(既採択事業の変更申請)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会設置の運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】</p>	—	自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善することを通知した。	【農林水産省】「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_91	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (17)地方税法(昭25法226) 日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的に提出することとする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	認定地域再生計画の変更認定申請を要せず、かつ当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない場合については、新たに増額の変更申請の機会を設ける措置を講じた(令和4年8月31日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局